

公益財団法人群馬県市町村振興協会市町村行政課題研究グループ助成要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人群馬県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村行政課題を研究する職員のグループの活動を支援するために必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第2条 市町村行政課題について、共同で研究活動を行うことを通して、職員の政策立案能力の向上を高めるとともに、職員の相互啓発、意欲の高まりを助長しながら、資質の向上を図ることを目的として結成された職員の共同研究グループ（以下「行政課題研究グループ」という。）に対し、協会がその研究活動に係る経費の一部を助成することにより、当該行政課題研究グループの活動の促進を図るものとする。

(助成の対象グループ)

第3条 助成の対象は、市町村行政に関係する課題について調査研究する目的で結成され、年度内に活動することが見込める以下の種類の行政課題研究グループのうち公益財団法人群馬県市町村振興協会理事長（以下「理事長」という。）が認めたもので、原則として5名以上の市町村職員で構成するものとする。

- (1) 単独の市町村の職員で結成されたグループで市町村長が認めたもの
- (2) 複数市町村の職員で結成されたグループで代表者が所属する市町村の長が認めたもの

(助成の内容)

第4条 協会は、予算の範囲内において行政課題研究グループに対し、1グループあたり20万円を上限に助成するものとする。
ただし、助成金の対象となる経費は、別表1に掲げる経費で、別表2に掲げる経費は対象としない。また、助成金の額は、千円以下を切り捨てとする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする行政課題研究グループは、当該年度の5月末日までに行政課題研究グループ助成交付申請書（様式第1号）を作成し、代表者が所属する市町村を通じて理事長に提出するものとする。

(助成の決定及び通知)

第6条 前条の規定による申請があったときは、理事長は、その内容を審査して、助成の可否及び助成内容を決定し、その結果をすみやかに行政課題研究グループ助成交付決定通知書（様式第2号）により行政課題研究グループの代表者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 理事長は、助成金の交付を決定した後、行政課題研究グループが指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(研究活動期間)

第 8 条 行政課題研究グループの調査研究期間は、当該年度内とする。

(実績報告書の提出)

第 9 条 助成を受けた行政課題研究グループは、当該年度末までにその活動状況、成果、精算等を行政課題研究グループ活動状況及び成果報告書（様式第 3 号）及び行政課題研究グループ助成金精算報告書（様式第 4 号）により理事長へ提出しなければならない。

(申請事項の変更について)

第 10 条 助成を受けている行政課題研究グループは、第 5 条に規定する申請書の申請事項に変更があったときは、速やかに行政課題研究グループ助成申請事項変更届書(様式第 5 号)によりその旨を理事長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第 11 条 理事長は、次の各号に該当したグループに対しては、交付した助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 助成を受けた行政課題研究グループが、第 4 条に規定する内容以外に助成金を支出したとき。
- (2) 助成を受けた行政課題研究グループが、調査研究活動を年度途中で停止したとき。
- (3) 助成を受けた行政課題研究グループが、第 9 条に規定する実績報告書を提出しないとき。
- (4) 助成を受けた行政課題研究グループが正当な理由もなく調査研究テーマを変更したとき。
- (5) その他理事長が助成する必要がないと認めたとき。

(既存の助成制度との併用)

第 12 条 本助成事業は、市町村が実施している同様の既存制度との併用についても認めることとする。

(庶務)

第 13 条 この要綱に関する庶務は、協会において処理する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、行政課題研究グループに対する助成に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

行政課題研究グループ助成金交付申請書

平成 年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 清水 聖 義 様

申請市町村長名 印
グループ代表者所属市町村名
氏名(所属課・職名)

公益財団法人群馬県市町村振興協会市町村行政課題研究グループ助成要綱
第5条に基づき、次のとおり助成を申請いたします。

グループの名称			
研究のテーマ			
研究の概要			
市町村行政との関わり			
別紙にて作成 構成員(書ききれない場合は)	所属市町村	所属課名・職名	氏名

※提出すべき添付書類 事業計画書(様式第1号の1)

事業計画書

グループの名称		
研究のテーマ		
年間スケジュール		
予算書	対象経費区分	予算額
	1) 講師謝金等 (講師の旅費も含む)	円
	2) 調査活動費 (現地の調査活動に係る経費)	円
	3) 印刷製本費、コピー費	円
	4) 図書等資料購入費	円
	5) 会場借上料	円
	6) 消耗品費	円

行政課題研究グループ助成金交付決定通知書

平成 年 月 日

申請市町村長
グループ代表者所属市町村名
氏名(所属課・職名) 宛

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 清水 聖 義

平成 年 月 日付けで申請のあった助成申請については、申請内容を審査した結果、公益財団法人群馬県市町村振興協会市町村行政課題研究グループ助成要綱第6条の規定により次のとおり決定いたしましたので、通知いたします。

- 助成決定内容
- 1) 対象グループ名
 - 2) 助成することを適当と(認める・認めない)
 - 3) 助成金額 円

<活動における留意事項>

1. 本書において助成決定を受けることになったグループは、同封されている助成金振込口座用紙に必要事項を記入のうえ、協会宛にFAXまたは郵送にてすみやかに提出して下さい。
2. 助成対象となった経費については、支出証明書(領収書等)の写しが必要となりますので、それらの書類を必ず保管しておいて下さい。
3. 調査研究活動期間中に申請内容の変更が生じた時は、すみやかに協会に連絡し、その後の対応を協議して下さい。

行政課題研究グループ活動状況及び成果報告書

平成 年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 清水 聖 義 様

グループ代表者所属市町村名
氏名(所属課・職名)

公益財団法人群馬県市町村振興協会市町村行政課題研究グループ助成要
綱第9条に基づき、グループの活動が終了いたしましたので、その概要に
ついて次のとおり報告いたします。

グループの名称			
研究のテーマ			
研究活動の主な状況 (会合日時、講演会、視 察等の主な活動状況につ いて記載して下さい。)	活動日時	活動場所	活動内容
研究活動の概要及び成果 について (今回の研究成果を今後 市町村行政にどのように 反映させるか、その具体 策について記載して下さい。)			

行政課題研究グループ助成金精算報告書

平成 年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 清水 聖 義 様

グループ代表者所属市町村名
氏名(所属課・職名)

公益財団法人群馬県市町村振興協会市町村行政課題研究グループ助成要
綱第9条に基づき、グループの活動にかかる経費について、次のとおり報
告いたします。

○助成交付金額 _____ 円

○精算報告(合計金額) _____ 円

支出内訳

内訳内容	支出金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

提出すべき添付書類

- ・上記支出内訳にかかる支出証明書類の写し(領収書等)
なお、調査視察に係る旅費に充当する場合は、支払い証明書を提出して下さい。

行政課題研究グループ助成申請事項変更届書

平成 年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 清水 聖 義 様

グループ代表者所属市町村名
氏名(所属課・職名)

公益財団法人群馬県市町村振興協会市町村行政課題研究グループ助成要
綱第10条に基づき、先に申請した内容に変更がありましたので、次のとお
り報告いたします。

変更事項	変更前	変更後

別表 1 (第 4 条関係)

支 援 対 象 経 費
<p>要綱第 4 条に規定する助成対象経費は、次に掲げる経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 講師謝金等 (講師の旅費も含む)(2) 調査活動費 (現地の調査活動に係る経費、視察旅費、施設拝観料等)(3) 印刷製本費、コピー費(4) 図書等資料購入費(5) 会場借上料(6) 消耗品費 (調査研究活動に直接必要となる消耗品費)

別表 2 (第 4 条関係)

支 援 対 象 外 経 費
<p>要綱第 4 条に規定する助成対象外経費は、次に掲げる経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 食糧費(2) 国外調査活動費(3) 土産代(4) 備品等の購入費(5) 人件費(6) 本研究活動と他の活動とが混在し、その区分が明確でない経費(7) 前払い費用 (交付決定前の費用)(8) その他、本調査研究事業の趣旨に反すると認められる経費